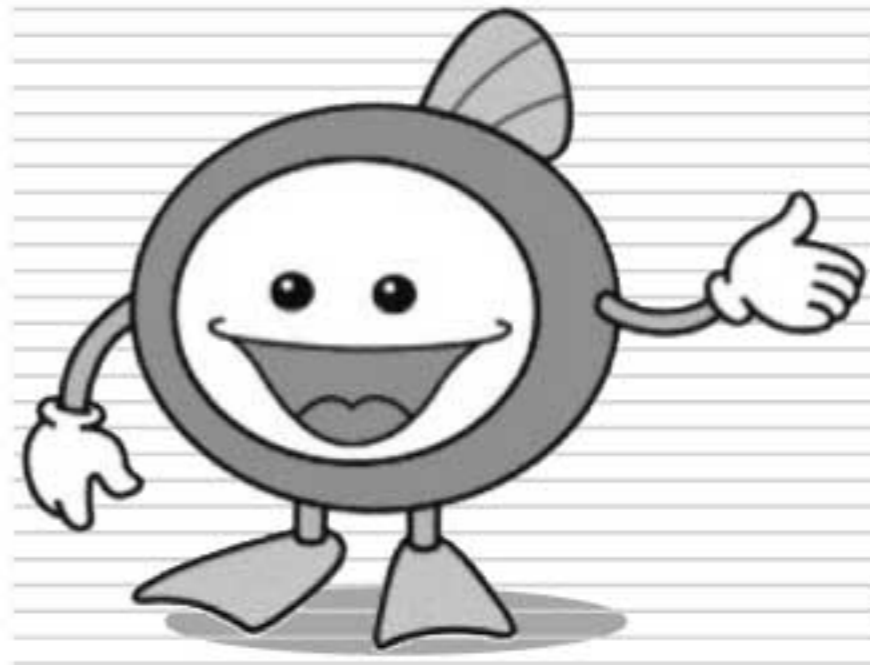


# 排水設備をつくらせよう



**排水設備は  
遅滞なく設置を**

下水道施設を利用するためには、家庭や工場ごとに下水を流すための排水設備をつくらなければなりません。下水道の供用開始の告示を行うと、建物の所有者や使用者、占有者はすみやかに設置していただくこととなります。

**水洗便所への改造は  
3年以内に**

公共下水道の処理開始の告示後、処理区域内の建物の所有者は三年以内に汲み取り便所を水洗便所に改造し、公共

下水道に接続していただくことが法律で義務づけられています。

現在、し尿処理浄化槽（単独槽、合併槽）を利用されている家庭や工場についても、し尿浄化槽を廃止して、直接公共下水道へ流すよう改造していただく必要があります。

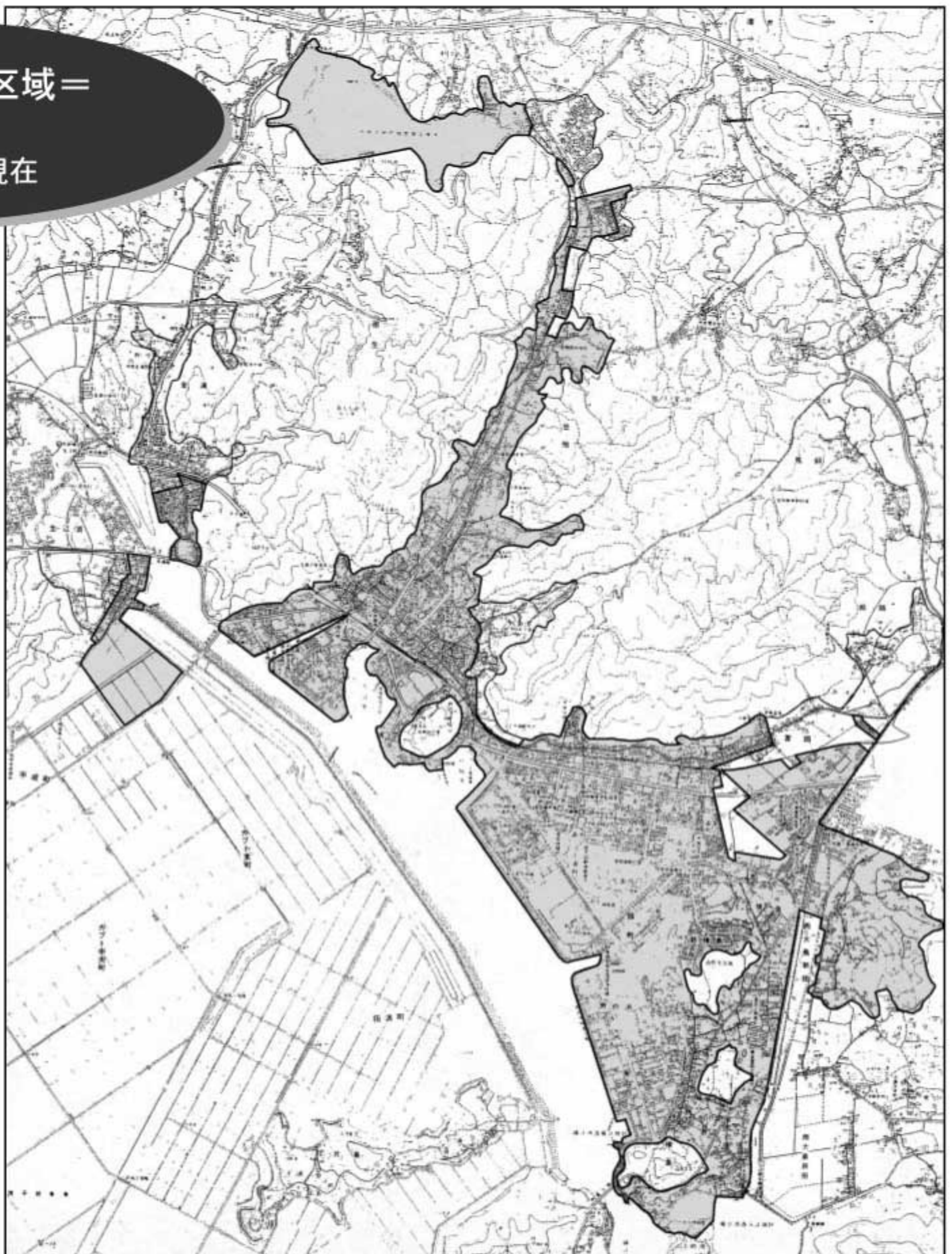
また、処理開始区域内に建物を新・増築する場合には、水洗便所でない建築の許可が受けられないこととなります。

問合せは

下水道課

☎69-2142まで

＝下水道が使える区域＝  
（処理区域）  
平成16年3月31日現在



## 公共下水道排水設備 指定工事店申請受付

公共下水道排水設備指定工事店の新規登録申請を受け付けます。

指定条件

- ①営業所が岡山県内にあること
- ②責任技術者が1名以上専属していること
- ③工事に必要な設備及び機械器具を有していること
- ④市町村税の滞納がないこと

受付期間

6月1日(火)～6月30日(水)

登録手数料…10,000円

申込み・問合せ

下水道課 ☎69-2142